

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(乙)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

有期事業
(一括有期事業を除く。)
年 月 日

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCRソフトへの記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

下記のとおり申告します。

※各種区分
保険料区分 業 種 提出用
7 3 1

種 別 修正項目番号
3 2 7 0 2

労働保険特別会計歳入徴収官殿

労働保険番号	都道府県	所管管轄(市)	基礎番号	枝番号	法人番号

(事業に使用する物の支給、又は機械器具等の貸与を受けた場合) 請負代金に加算する額は消費税等相当額を含む金額を記入する。

(事業の種類が「機械装置の組立て又は据付けの事業」、かつ告示で定める工事用物の価格が請負代金に含まれる場合) 請負代金から控除する額は消費税等相当額を含む金額を記入する。

上段には消費税等相当額を含む請負金額を記入する。
下段には別紙2・3の④、別紙4の⑥の額を記入する。

請負金額の内訳	265,000,000	265,000,000	262,500,000	21
---------	-------------	-------------	-------------	----

確定保険料	算定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	保険料率	1000分の 13
	保険料算定基礎額	55,125	確定保険料額 (⑬ × ⑭)	7 1 6 6 2 5
	申告済概算保険料額			716,625

一般拠出金	一般拠出金算定基礎額	55,125	一般拠出金率	1000分の 0.02	一般拠出金 (⑲ × ⑳)	1 1 0 2
-------	------------	--------	--------	-------------	---------------	---------

増加概算保険料	算定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	保険料率	1000分の
	保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額		概算保険料額又は増加後の概算保険料額 (㉑ × ㉒)	申告済概算保険料額
	差引納付額 (㉓ - ㉔)		延納の申請	納付回数

⑳ 概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額	第1期(初期)	円	㉕ 今期納付額	(イ) 概算保険料又は増加概算保険料	円
	第2期以降	円		(ロ) 確定保険料	0
				(ハ) 一般拠出金	1,102

修正項目 (英数・カナ)
 1416の(ロ)、2031欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい
 25の(ハ)、263132欄は事業開始が平成19年4月1日以降の場合に記入して下さい

㉖ 発注者(立木の伐採の事業の場合は立木所有者等)の住所又は所在地及び氏名又は名称

住所又は所在地	郵便番号
氏名又は名称	電話番号

㉗ 事業主

所在地	(イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	郵便番号
名称	(ロ) 名称	電話番号
	(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	記名押印又は署名

あて先 〒

きりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい)

請負金額内訳書（有期事業）

区 分		請 負 金 額 (円)
① 確定保険料申告時の請負金額		
② ①のうち、平成31年4月1日以降に増額された部分（消費税額を含む。）に係る請負金額		
(内訳)	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
③ ② × $\frac{5}{110}$		
④ ① - ③		

注意

- この内訳書は、平成25年9月30日以前に労災保険に係る保険関係が成立した事業であって、令和元年10月1日現在で保険関係が成立しており、平成31年4月1日以降に請負金額が増額された事業について使用します。
- この内訳書は、令和元年10月1日以降の確定保険料申告書の提出の際、申告書に添付してください。
- ③において、110分の5を乗じることによって1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げてください。

請負金額内訳書（有期事業）

区 分		請 負 金 額 (円)
①	増額前の請負金額 × $\frac{105}{108}$	
②	平成31年4月1日以降に増額された部分（消費税額を含む。）に係る請負金額	
(内訳)	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
③	② × $\frac{5}{110}$	
④	① + ② - ③	

注意

- この内訳書は、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに労災保険に係る保険関係が成立した事業であって、令和元年10月1日現在で保険関係が成立しており、平成31年4月1日以降に請負金額が増額された事業について使用します。
- この内訳書は、令和元年10月1日以降の確定保険料申告書の提出の際、申告書に添付してください。
- ①において、108分の105を乗じることによって1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。
- ③において、110分の5を乗じることによって1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げてください。

請負金額内訳書（有期事業）

区 分		請 負 金 額 (円)
① 確定保険料申告時の請負金額		
② ①のうち、平成25年10月1日から平成31年3月31日までに増額された部分（消費税額を含む。）に係る請負金額		
(内訳)	増額工事の契約締結日	年 月 日
③ ② × $\frac{3}{108}$		
④ ①のうち、平成31年4月1日以降に増額された部分（消費税額を含む。）に係る請負金額		
(内訳)	増額工事の契約締結日	年 月 日
⑤ ④ × $\frac{5}{110}$		
⑥ ① - ③ - ⑤		

注意

- この内訳書は、平成25年9月30日以前に労災保険に係る保険関係が成立した事業であって、令和元年10月1日現在で保険関係が成立しており、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間（消費税率8%）及び平成31年4月1日以降（消費税率10%）にそれぞれ請負金額が増額された事業について使用します。
- この内訳書は、令和元年10月1日以降の確定保険料申告書の提出の際、申告書に添付してください。
- ③、⑤において、1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げてください。